

議 事 録

令和8年度四万十町農業委員会 4月総会

日 時 令和8年4月28日（火）午後2時15分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2階大ホール

日 程

- 第1 指定第1号 会期の決定について
- 第2 指定第2号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第2号 農地法第5条による許可申請の取り下げについて
- 第5 報告第3号 非農地証明事務処理報告について
- 第6 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第2号 四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 第8 議案第3号 四万十町農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 | 6. 下元 誠一郎 |
| 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 |
| 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 |
| 19. 太田 祥一 | 20. 中城 康子 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 |
| 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 |
| 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 | | | |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 3. 谷脇 誠郎 | 7. 浜田 大彰 | 18. 吉田 健夫 | 21. 岡村 博晶 | 25. 吉良 寛一 |
| 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | | | |

〔事務局〕

小嶋 二夫 ・ 中平 英徳 ・ 森光 愛 ・ 田村 亮 ・ 槇尾 拓生 ・ 山川 美恵

会長 皆さんこんにちは、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
新年度第1回目の総会になります。4月に入りまして四万十町も新しく町長も代わり
ました。山脇町長が誕生いたしました。新しい町長には四万十町は第1次産業の町でもご
ざいますので、第1産業に力を入れた施策をとっていただきたいと思います。また、人
事異動もありまして、杉本次長から中平次長に代わりました。中平次長にはこれから農
業委員会をよろしくお願い申し上げたいと思います。世の中に目を向けてみますとホル
ムズ海峡の封鎖等があり世界が大混乱しています。船が滞っているだけでなくガソリン、
石油等関連製品が値上がりしています。先日農協で説明会があったようですが、資材が
高騰することも当然であろうし資材が手に入らない時代が来るようです。早く戦争が解
決すればその心配がないかもしれませんが、身近にそういう心配がみえてきました。農
業委員会にとりまして新年度が始まりまして新しい取り組み、地域計画のブラッシュア
ップが今年の最大の取り組みになろうかと思います。そちらの方も皆さま方には色々と
ご協力をお願いすることもあろうかと思うのでどうかこの1年よろしくお願いい
たします。

議長 ただ今から、令和8年度四万十町農業委員会4月総会を開会いたします。総会は、四
万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっ
ておりますので、よろしくお願いします。

 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の
発声は、議席番号8番宮崎恵美子委員にお願いします。それではご起立をお願いします。
憲章は、添付資料の最後にございます。

8番 ～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 ～ 朗読 ～

議長 本日の会議に、3番谷脇誠郎委員、7番浜田大彰委員、18番吉田健夫委員、21番岡
村博品委員、25番吉良寛一委員、26番甲把雄委員、27番廣田智之委員から欠席の届け
が出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農
業委員16名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本
日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおり
です。それでは議事に移ります。

 日程第1、指定第1号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和
8年度四万十町農業委員会4月総会の会期は、令和8年4月28日の本日1日といたし
ますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第2号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に15番中原英昭委員と35番山崎力委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて日程第3、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」をご説明します。ページは3ページです。件数は、西部地域からの2件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1について説明します。土地の所在、下津井字越ノ下152番1、地目、畑、面積77㎡。外8筆あり、合計9筆で、面積が計7,110.12㎡です。届出日、令和8年3月26日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

つづいて番号2、土地の所在、津賀字アノキ田79番2、地目、田、面積868㎡。外3筆あり、計4筆、面積が計2,303㎡です。届出日、令和8年3月26日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第1号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第1号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第2号「農地法第5条による許可申請の取り下げについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号「農地法第5条による許可申請の取り下げについて」ご報告いたします。議案書は、4ページです。取下げ議案番号は、令和7年度、2月総会、議案第39号、番号3番、土地の所在は、天ノ川ヲトナシ32番2、登記地目は田、面積36㎡の農地です。転用目的は露天駐車場です。取下げ理由については、令和7年度2月総会可決後に、高知県農業振興部農業基盤課と協議し、ため池(農業用施設)の管理上必要な駐車場として既に利用しているため、農地法第5条による許可申請は取下げ、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4条の証明基準の農業用施設等に転用された土地に該当するものとし、非農地証明願いに変更するものです。報告第2号の非農地証明事務処理報告にて報告予定になります。報告は以上です。

議長 報告第2号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第2号は終わります。

議長 続いて、日程第5、報告第3号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項、及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。議案書5ページをご覧ください。

今月は窪川地域から5件、西部地域から1件となっております。

番号1番、添付資料は1ページから2ページです。替坂本字ミサキノ本54番、地目田、面積は680㎡です。申請地は、30年前から宅地化されており、現在は建物が建築されています。令和8年3月12日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号2番、添付資料は3ページから4ページです。米奥字北屋式216番、地目畑・墓地、面積は79.3㎡です。申請地は、20年以上前から駐車場として利用されています。

令和8年3月16日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号3番、添付資料は5ページから6ページです。黒石字コケノ川963番2、地目畑、面積は130㎡です。申請地は、20年以上前から不耕作で、現在は原野になっています。令和8年4月1日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号4番、添付資料は7ページから8ページです。天ノ川字ヲトナシ32番2、地目田、面積は36㎡です。申請地は、今年2月に5条申請が提出され、「隣接するため池の管理のため、申請地を駐車場に整備する」ことになっていた場所です。県基盤課と協議したところ、国土調査後の地目が原野となっていることや、申請地の状況から非農地ではないか、ということになりまして、このことを譲受人・譲渡人に状況を説明し、承諾を得まして、5条申請を取り下げて今回の申請となりました。令和8年4月8日、担当委員と職員が再度、現地を確認し「証明基準のオ、規則第5条第1号に該当する農業施設用地等に転用された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号5番、添付資料は9ページから10ページです。天ノ川字チヂガモリ196番8、地目畑、面積は857㎡です。申請地は、10年以上前から不耕作で、現在は原野になっています。令和8年4月8日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

つづいて西部地域です。

番号6番、添付資料は11ページから12ページです。土地の所在地、木屋ヶ内字田ノ畝161番、地目畑、面積8.25㎡です。申請地は20年以上前より不耕作で、現在は原野になっています。令和8年4月6日担当委員との現地確認を行い、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作

放棄された土地」と認め非農地証明を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第3号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第3号は終わります。

議長 続いて、日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明します。議案書は7ページからです。申請地の位置は添付資料の13ページからになります。件数につきましては窪川地域1件、西部地域6件、計7件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、弘見字マトヲバ494番1、地目、田、面積、630㎡です。権利事由は、賃貸借権の設定になります。貸出理由は相手方の要望、借受理由は本人希望です。契約期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日の5年です。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域からです。番号2番についてご説明します。

土地の所在地、木屋ケ内字田ノ畝767番、地目、田、面積1,258㎡です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻を耕作する計画です。

番号3番、土地の所在地、木屋ケ内字田ノ畝762番、地目、田、面積1,066㎡、他3筆あり計4筆、面積は計3,382㎡です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、本人の希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻、果樹を耕作する計画です。

番号4番、土地の所在地、上宮字ミノコシ1057番、地目、田、面積2,378㎡、他3筆あり計4筆、面積は計6,474㎡です。権利事由は、所有権移転による贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻、野菜を耕作する計画です。

番号5番、土地の所在地、小野字寺屋式259番2、地目、田、面積441㎡です。権利事由は、所有権移転による贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、野菜を耕作する計画です。

番号6番、土地の所在地、小野字寺中411番1、地目、畑、面積206㎡、他1筆あり計2筆。面積は計527㎡です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、野菜、果樹を耕作する計画です。

番号7番、土地の所在地、河内字河内ノモト517番、地目、田、面積1,359㎡です。権利事由は、使用貸借権の設定になります。貸出理由は、本人希望、借受理由は、相手方の要望です。申請地では、野菜を耕作する計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、9番山本道雄委員。

9番 譲受人から伺ってきました。現況は田であります。譲受人は農地を効率的に利用しております。年間150日以上農作業に従事しております。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えることはありません。貸出人は高齢で県外に住まわれており、今回の貸借となったそうです。特に問題はないと思います。

議長 続きまして、番号2番、3番について。39番梶原美智委員。

39番 2番3番、譲受人が同じなのでまとめて説明させていただきます。23日に2番の譲渡人方と直接話をしました。譲受人に話を聞き、3番の譲渡人には電話で確認しました。現況は田、畑であることを確認しています。譲受人は農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。

2番の件について、譲渡人の土地は父親が亡くなったので名義変更したのですが、自分が管理して作っていくのは難しいという事で同級生である譲受人と意見が一致したという事と譲受人の家から近い場所でもあり、譲受人も譲って欲しいという事で売買に至ったそうです。3番の件については、譲渡人はこの農地を手放したいと思っていたのですが、長年譲受人が耕作、管理を譲渡人からお願いされていたそうで、信頼関係もあり売買に至ったそうです。

議長 続きまして、番号4番について、番号16番宮脇眞弓委員。

16番 4月26日に譲渡人、譲受人と電話で話をしました。この2人は姉妹でお姉さんの方が土日ずっと耕作を行っていて周辺にも支障をきたしていませんし、耕作はずっと続けていましたので贈与手続きに至ったそうです。以上、確認の結果番号4番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号5番から7番について。13番武内道則委員。

13番 5、6、7番の説明をします。26日に現地確認と聞き取りを行ってきました。まず、5番ですが親子間の贈与になります。相続関係の義務化となり両親はご健在なんですが今のうちに名義を変えたいという事で法務局に行きまして、山林、宅地は登記をしたのですが、農地の場合は農業委員会の許可がいると言われ今回の申請になったそうです。

現況は、畦畔のある田ではありますが畑として活用しております。周辺農地に迷惑をかけていないことを確認しております。冬野菜の残渣と夏野菜の準備、マルチを張った所があるぐらいのきれいな畑です。年間150以上の就農ということですが、夏場は毎日水をやったり、家の窓から見えるところですので、作物の確認は毎日しているの150日ぐらいはやっているのではないかとということで問題ないと思います。

6 番は、I ターンの方がお家を買われて隣の畑を家庭菜園用にと相談をしまして今回の売買に至ったそうです。現在はまだ引っ越しをされて荷物の片付けが終わっていませんので、畑の方もたいして世話をしていませんが、ひと畝まちは枯れかけた木を伐り倒して今整備を始めている段階です。奥様も3月にご出産されてまだ畑仕事ができる状態ではないのですが、これから夏に向けて夏野菜の栽培、子供たちが喜ぶような果樹、美味しいものを作ろうかなと張り切っております。認定農業者ではございませんし、林業に携わる方で農機具等は持っていないのですが、隣の方から貸してもらえるとということで家庭菜園レベルの農業はやっていけるのかなと思います。農業をやったことがないということですが、ちょこちょこ僕が見回りながらどういった状況になっているか確認しながらいきたいと思いますので、問題ないと考えます。

続きまして、7 番は昨年、一昨年と賃貸借契約をしていた農地で解約で戻された農地でどうしようかなと考えていたところ、この法人が土地を探しているということでうちはどうやと相談に行ったそうです。現況は畦畔のある田であります但畑としてすでにマルチを張って芋栽培が始まっております。土羽等はきれいに刈り込みおまして周辺農地に迷惑をかけないことを確認しております。契約期間が1年なのはどうしてですかと確認しましたところ、芋はなかなか土の影響があるということであまりねばくてもいかん、砂地でもいかんということで1年の使用貸借で作ってみてやと、来年からうまくいけば賃貸借契約を結んで何年か作ってもらおうということです。この法人は、7、8年におった従業員の方は、草刈り等ままならない方が多くてかぼちゃを植えても隣の畑にかぼちゃが出来ているような方だったのですが、昨今は草刈りもしておりますし、地域でも問題ないような従業員になっていきますのでとりあえずこの案件は問題ないと思います。

議長 議案第1号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7、議案第2号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題とします。議案第2号、番号9番は、議席番号28番大西博之委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番

号1番から8番の審議、採決を行い、その後大西博之委員に退席していただき、番号9番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」について説明します。議案書は9ページからです。添付資料は18ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第3項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域8件、西部地域1件、計9件です。

権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番と番号2番は受け手が同じなのでまとめて説明をいたします。

番号1番、土地の所在地、中神ノ川字ボヲ畑208番2、地目、田、面積、297㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計3,893㎡です。

番号2番、土地の所在地、中神ノ川字津々良口173番3、地目、田、面積、228㎡、外7筆あり、合計8筆、面積、計2,659㎡です。設定は新規になります。期間は令和8年5月15日から令和13年5月14日の5年です。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号3番、土地の所在地、口神ノ川字チカラ石441番イ、地目、畑、面積、2,228㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計2,274㎡です。設定は新規になりますが、相対利用権の更新になります。期間は令和8年5月15日から令和13年5月5日の5年です。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

番号4番、土地の所在地、市生原字夏ヤケ888番、地目、田、面積、540㎡です。外2筆あり、合計3筆、面積、計2,712㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年6月1日から令和11年5月31日の3年です。作物はWCSを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号5番、土地の所在地、小向字小橋281番、地目、田、面積、1,300㎡、外5筆あり合計6筆、面積、計11,822㎡です。設定は新規になります。期間は令和8年5月15日から令和12年12月31日の4年8か月です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号6番、土地の所在地、奥呉地字新改288番1、地目、田、面積、540㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計2,112㎡です。設定は、新規になります。期間は令和8年5月15日から令和13年3月31日の4年11か月です。作物は山芋と水稻を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

番号7番、土地の所在地、黒石字山ノ下1571番、地目、田、面積、2,723㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計5,840㎡になります。設定は、更新になります。期間は令和8年5月15日から令和11年5月5日の3年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

続いて西部地域です。

番号8番について説明します。土地の所在地、相去字ヒノ木ノモト763番、地目、田、面積1,104㎡です。設定は新規になります。期間は令和8年5月15日から令和11年5

月 14 日の 3 年です。作物は、ピーマン、里芋を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上となります。

議長 議案第 2 号、番号 1 番から 8 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番、2 番について。24 番市川絢子委員。

24 番 1 番、2 番についてですが、両案件とも貸出人、借受人から確認しておりますし、現地も確認しております。借受人は認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。放置すれば荒廃する農地を有効に活用してくれています。新規契約となっていますが、今までも貸借しておりまして今回中間管理機構を介しての貸借となり新規となっております。耕作物は、里芋、生姜、水稻を輪作で作るということです。内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番について 3 番谷脇誠郎委員がお休みですので、4 番小野重明委員。

4 番 谷脇誠郎委員から報告して欲しいと連絡がありましたので、報告させていただきます。4 月 24 日に借受人と圃場にて面接したそうです。借受人は認定農業者でもあり地域の担い手で、内容も促進計画案のとおり問題ないと判断したそうです。貸出人については、電話を掛けたそうですが連絡がつかなかったそうですが、問題はないと思います。

議長 続きまして、番号 4 番について。6 番下元誠一郎委員。

6 番 番号 4 番について説明いたします。4 月 27 日に貸出人には電話にて確認を行い、現地も田であることを確認いたしました。借受人には、本日電話にて確認を行いました。借受人は、株式会社化して大豆とか生姜、WCS など大規模な経営を行っており認定農業者でもあります。当然 150 日以上 of 農作業に従事しており、周辺農地にも悪影響を与えないことを確認しています。更新でもあり促進計画案のとおり問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 5 番について。29 番石田芳秋委員。

29 番 4 月 21 日に貸出人、借受人双方に電話にて確認いたしました。借受人は地域で手広く生姜や水稻を耕作しておる法人です。内容も促進計画案のとおり問題ないと判断いたします。なお、この分につきましては新規の契約になっていますが相続による新たな契約ということで実際は更新ということで特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号 6 番について。28 番大西博之委員。

28 番 先日、借受人から確認しました。借受人は認定農業者ではありませんが地域の担い手で、水稻を手広くやっています。内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続まして、番号7番について。30番澤田憲男委員。

30番 番号7番について、先週借受人より会うことが出来なかったので電話で内容について確認しました。現況は田であることを確認しています。借受人は地域の担い手であり、年間農作業については150日以上従事しており内容も促進計画案のとおり更新でもあり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続まして、番号8番について。15番中原英昭委員。

15番 8番について説明いたします。現地の確認と借受人と貸出人、両方から話を伺ってきました。借受人は新規就農の支援を受ける方として、その意味では地域の担い手になる予定の方です。露地ピーマンと里芋を植える予定になっていますが、露地ピーマンは5月初旬に定植予定で里芋は考え直しているようで小生姜を植えたいと思っている状況のようです。使用貸借になっているので使用貸借の事を聞いたのですが、加地子はないのと聞いたらそんな話はしていないということだったので首を傾げて帰ったんですけど。機械類もほぼ持っていないんですけど、それも確認したらしっかり百姓じゃないので動噴はどうするのと聞いてもあまりぴんときていなくて、消毒する機械はあるのと聞いたらそれはあると。ポンプは自前で用意したようです。ここに書かれている以外でも用意しているようです。

貸出人は高齢で施設に入っていてなかなか連絡がつかなかったのですが、使用貸借で圧倒的に貸出人が不利なので貸出人に聞かないわけにはいかなくて、電話して何とか繋がってもらって確認させていただきました。土地を管理してくれている方に任せきりで、その人からの紹介でこの契約になっているということで、このままで問題ないですってことになっています。

議長 議案第43号、番号1番から8番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第2号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から8番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から8番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 9 番の審議を行いますので、28 番大西博之委員は退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局 番号 9 番の説明をいたします。議案書は 12 ページ、添付資料は 55 ページからになります。番号 9 番、土地の所在地、床鍋字山ノ下タ 1616 番、地目、田、面積、3,666 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積、計 8,500 m²です。設定は、新規になります。期間は令和 8 年 5 月 15 日から令和 13 年 5 月 14 日の 5 年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

議長 議案第 2 号、番号 9 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。8 番宮崎恵美子委員。

8 番 番号 9 番について説明します。4 月 20 日に借受人から確認を取り農地も確認してきました。貸出人には電話を何回か掛けましたが、出てもらえませんでした。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。促進計画案のとおりで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 2 号、番号 9 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 2 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 9 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第 2 号、「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 9 番は原案のとおり可決されました。28 番大西博之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。大西博之委員、番号 9 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、議案第 3 号、「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 10 日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

いつもお世話になっております。農林水産課の岡本です。農業振興地域整備計画の担当をしております。資料については変更議案添付資料を付けているのですが、お手元にご準備をお願いします。農用地区域への編入や除外については農業振興地域整備計画の重要な変更案件として、農業振興地域の整備に関する法律施行規則により、農業委員会の意見を聴くこととされており、四万十町では年2回のスケジュールで重要な変更を行っております。それでは議案の方に移らせていただきます。今回の農用地区域への編入が3件3筆、除外が2件2筆となっておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページをご覧ください。まずは編入案件についてご説明いたします。今回の編入案件につきましては、全て令和8年度から日本型直接支払い制度に加入するために編入したいと申出のあった農地となります。また、資料といたしましては位置図と航空写真を付けています。

整理番号1、関係者は記載のとおりです。桧生原字タカアゼ308番2、航空写真は6ページ、登記、現況地目共に田となっております。地積は962㎡となっております。

続いて、整理番号2番、昭和字ヲカヤシキ乙327番1、航空写真は9ページ、登記、現況地目共に田となっております。地積は316㎡。

続いて、整理番号3番、昭和字シンヤシキ乙386番7、航空写真は9ページ、登記、現況地目共に田となっております。地積は247㎡。以上、合計で3筆、1,525㎡について編入したいと申し出がありました。

続きまして、除外案件についてご説明いたします。資料といたしましては、位置図と航空写真に加えて現地写真を付けています。資料の10ページになります。それでは順に説明いたします。

整理番号1、関係者は記載のとおりで天ノ川字中間393番、現況地目は田・雑種地、701㎡を一般住宅及び農業用倉庫にしたいとの申し出がありました。現地写真は15ページです。航空写真は、平成26年頃撮影のものであるため倉庫がありませんが、申請者のお孫さんが新規就農者の事業として農業用倉庫を令和4年に既に建設しております。詳細な事務手続きについては、今後県の農業基盤課と現地確認を踏まえて協議しながら進めていきます。残地部分の92.74㎡については、お孫さんが住宅を新築したく、農業に従事もされているので、耕作地にも近く農業用倉庫の隣ということで利便性もよいため、この土地を選んだとのこと。基盤整備事業は県営事業として平成19年に実施、完了しています。申請者からお孫さんへの所有権移転を予定しています。

続きまして、整理番号2、関係者は記載のとおりで替坂本字ミサキノ本53番、現況地目は雑種地、916㎡を保育園駐車場にしたいとの申し出がありました。現地写真は20ページです。現地写真のとおり、既に駐車場になっています。平成24年頃から保育園駐車場としての利用実態があったようで、詳細な手続きについては、今後県の農業基盤課と現地確認を踏まえて協議しながら進めていきます。申請の経緯といたしましては、昨年度にひかり保育所が、見付保育所の閉園等の影響もあり、職員配置等を見直す中で当該駐車場が農振農用地のままであることが判明したためです。そのため正式に除外手続きを行い、四万十町と申請者との賃貸契約を予定しているとのこと。

また、当該保育所の利用定員は45名となっており、現在20～30世帯ほどの家庭が利用されています。保育所正面の駐車場が手狭であるため、付近の安全も考慮して運動会

等の保護者駐車場として利用実態があるとのこと。

以上、合計で2筆、1,617 m²について除外したいとの申し出がありました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第3号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第9、その他の件について議題とします。事務局から何かありませんか。

事務局 最適活動の点検・評価についてのお願いです。令和7年度の最適化活動につきまして皆様よりご提出いただいた活動記録をまとめたものを配布しております。裏面に赤枠で自己の点検・評価の活動実績というところがございます。こちらの方に記載例を添付しておりますので参考にご記入頂いて、5月12日火曜日までに事務局までご提出いただきますようお願いいたします。

議長 何かないでしょうか。

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年度四万十町農業委員会4月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和8年 月 日

会 長 _____

署名委員 15 番 _____

署名委員 35 番 _____